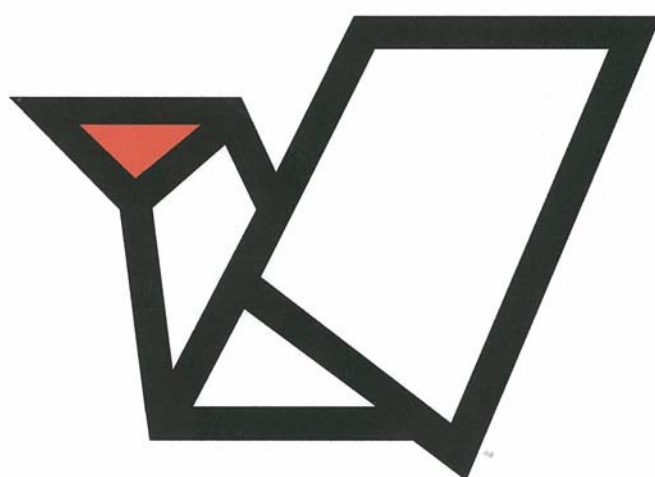


平成25年
神奈川県後期高齢者医療広域連合議会
第1回定例会



平成25年3月27日

平成25年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会会議録

平成25年3月27日(水曜日)

○議事日程・場所

平成25年3月27日 午後2時30分 開議

於：メルパルク横浜「K o h a k u (コハク)」

日程第 1. 広域連合長挨拶

日程第 2. 議席の指定

日程第 3. 選挙第1号 副議長の選挙

日程第 4. 会議録署名議員の指名

日程第 5. 会期の決定

日程第 6. 諸般の報告

日程第 7. 一般質問

日程第 8. 議員提出議案第1号 神奈川県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部
を改正する規則の制定について

日程第 9. 議員提出議案第2号 神奈川県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例の一部
を改正する条例の制定について

日程第 10. 報告第1号 専決処分の報告について(神奈川県後期高齢者医療広域連合議
会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する
条例について)

日程第 11. 議案第1号 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例
基金条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 12. 議案第2号 平成24年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予
算(第1号)

日程第 13. 議案第3号 平成24年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療
特別会計補正予算(第2号)

日程第 14. 議案第4号 平成25年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

日程第 15. 議案第5号 平成25年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療
特別会計予算

日程第 16. (追加) 閉会中継続審査

○出席議員(17人)

1 番	梶村 充	1 2 番	中村 昌治
2 番	瀬之間 康浩	1 3 番	飯野 眞毅
4 番	谷田部 孝一	1 4 番	大野 美紀
5 番	和田 卓生	1 5 番	吉野 和美
6 番	望月 高德	1 6 番	佐々木 ナオミ
7 番	古谷 靖彦	1 7 番	神子 雅人
8 番	林 浩美	1 8 番	大谷 仁
9 番	花輪 孝一	2 0 番	山本 善男
1 0 番	雨笠 裕治		

○欠席議員(3人)

3 番	今野 典人
1 1 番	矢島 真知子
1 9 番	杉崎 隆之

○説明のため出席した者

広域連合長	阿 部 孝 夫
副広域連合長	山 口 昇 士
副広域連合長	吉 田 英 男
事務局長	笹 野 康 裕
会計管理者兼	
会計課長	武 田 伸 彦
業務課長	常 松 俊 一
総務課担当課長	加 藤 隆 生

○職務のため出席した者

書記長	渡 邊 智 幸	書記	深 井 透 明
書記	近 藤 健 志	書記	森 川 真 輔
書記	上 林 剛	書記	大 谷 駿 介
書記	佐 藤 修 一	書記	竹 内 彩

【開会の挨拶】

○議長（林 浩美君）

皆様、こんにちは。議長の林でございます。失礼ではございますが、着席して進行させていただきます。

今野典人議員、矢島真知子議員、杉崎隆之議員から欠席の届け出がございますので御報告いたします。また、事前に遅参届けの提出を受けており、1 名が後ほど参加する予定です。

ただいまの出席議員は、16 名でございます。よって、定足数に達しておりますので、平成 25 年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第 1 回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、議場配付資料の 1 ページ議事日程表のとおりですので、よろしく願いいたします。

議案説明のため、地方自治法第 121 条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めましたので、御報告申し上げます。

【諸報告】

○議長（林 浩美君）

会議に先立ちまして、私から諸報告をさせていただきます。

議会閉会中に、区分 7 の小島一郎議員の辞職に伴い、平成 24 年 10 月 29 日に執行されました神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙によって、神子雅人議員が選出されました。

また、区分 8 の及川栄吉議員の寒川町議会議員任期満了に伴い、平成 25 年 3 月 5 日に執行されました神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙において、杉崎隆之議員が選出されました。

これにより、議会運営委員会委員につきましては、小島一郎委員 1 名の欠員が生じたので、神奈川県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例第 5 条の規定に基づき、議長指名により、神子雅人議員を選任いたしましたことを御報告申し上げます。

【広域連合長挨拶】

○議長（林 浩美君）

日程第 1 「広域連合長挨拶」を行います。広域連合長から、発言を求められておりますので許可いたします。

阿部広域連合長。

（広域連合長 登壇）

○広域連合長（阿部 孝夫君）

広域連合長の阿部でございます。

平成 25 年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第 1 回定例会の開会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、後期高齢者医療制度は、今年の４月で６年目を迎えます。制度を取り巻く環境は、制度開始当初からめまぐるしく変化しておりますが、現在行われている社会保障制度改革国民会議において、一定の方向性が示されるものと考えております。

当広域連合といたしましては、今後とも国の動向を注視しながら、高齢者の皆様が安心して医療サービスの提供を受けられるよう、安定した制度運営に向けて最大限の努力をして参る所存でございます。

さて、本日の定例会におきましては、「神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について」のほか、平成２４年度「一般会計及び特別会計の補正予算」や、平成２５年度「一般会計予算及び特別会計予算」等を上程させていただきます。

それぞれの内容につきましては、後ほど御説明させていただきますが、何とぞよろしく御審議をいただき、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上、はなはだ簡単ではございますが、私の御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

【議席の指定】

○議長（林 浩美君）

次に、日程第２、「議席の指定」を行います。

新たに選出されました神子雅人議員、杉崎隆之議員の議席は、会議規則第３条第１項の規定により、定例会資料７ページにございます議席表のとおり、私から指定いたします。

【副議長の選挙】

○議長（林 浩美君）

次に、日程第３、選挙第１号「副議長の選挙」を行います。

この「副議長の選挙」は、及川栄吉議員の寒川町議会議員任期満了に伴い、副議長が欠けたために行うものです。

御諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第１１８条第２項の規定により、議長による指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙の方法は、議長において指名推選することと決定いたしました。

それでは、指名いたします。本広域連合議会の副議長に 山本善男議員を指名いたします。

御諮りいたします。ただいま指名いたしました山本善男議員を、副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、山本善男議員が、副議長に当選されました。山本善男議員が議場におられますので、当選を告知いたします。

ここで、当選されました山本善男議員から、御挨拶をお願いいたします。

山本善男副議長。

（副議長 登壇）

○副議長（山本 善男君）

皆様、こんにちは。ただいま御指名いただきました、山本善男でございます。

副議長の要職に就くことになりましたことは、誠に光栄に存するとともに、その責任の重大さを痛感している次第でございます。

人格、識見ともに卓越した林浩美議長の補佐として、議会が円滑に運営されるよう、微力ながら努力する所存でございます。

どうか皆様方の絶大なる御支援、御鞭撻を賜りますよう、お願いを申し上げまして、就任の御挨拶とさせていただきます。

○議長（林 浩美君）

ありがとうございました。

【会議録署名議員の指名】

○議長（林 浩美君）

次に、日程第４、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第８０条の規定により、１番梶村充議員及び、４番谷田部孝一議員を指名いたします。

【会期の決定】

○議長（林 浩美君）

次に、日程第５、「会期の決定」を議題といたします。

御諮りいたします。本定例会の会期は、本日１日としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日１日と決定いたしました。

【諸般の報告】

○議長（林 浩美君）

次に、日程第６、「諸般の報告」を行います。

議場配付資料の３ページ「例月現金出納検査の結果について」のとおり、平成２４年７月分から平成２５年１月分までの例月現金出納検査が実施され、また、１３ページ「平成２３年度

上下期分及び平成２４年度上期分神奈川県後期高齢者医療広域連合定期監査報告書」のとおり、平成２３年４月１日から平成２４年９月３０日までの定期監査が実施され、それぞれの結果について、監査委員から議長あて報告がありましたので、私から御報告申し上げます。

【一般質問】

○議長（林 浩美君）

次に、日程第７、「一般質問」を行います。

一般質問は、本日配付いたしました「議場配付資料」１９ページにあります、「一般質問発言通告表」のとおり、既に通告されておりますので、登壇して発言を願います。また、質問、答弁とも簡明にさせていただき、進行を図りたいと思いますので、御了承の上、御協力をお願いいたします。

それでは、一般質問に入ります。古谷靖彦議員の発言を許します。

古谷靖彦議員。

（古谷靖彦議員 登壇）

○７番議員（古谷 靖彦君）

横浜市の古谷靖彦です。連合長に順次質問いたします。

まず、この後期高齢者医療制度の今後の動向について、平成２２年の「最終取りまとめ」では２０１３年までで制度の廃止、また昨年２月に閣議決定された「社会保障・税 一体改革大綱」の中では、「２０１２年度通常国会に後期高齢者医療制度廃止に向けた見直しのための法案を提出する」とあります。この扱いについては、どういう位置付けになっているのか、また、この制度の今後の見通しについて、連合長の見解を伺います。

そもそもこの制度は、被保険者が増え続けると必ず保険料が上がる仕組みです。そうすると、どう考えてもこの先持続可能性がない制度だと思いますが、連合長の見解を伺います。

次に、保険料について伺います。現在の神奈川県保険料について東京に次いで全国第２位の高い保険料となってしまっています。結果、保険料滞納者が本県では３万人を超え、全国一となるような事態となってしまいました。そして、短期証の発行も２千件を超えています。そこで、連合長に伺います。連合長が提案された保険料について、昨年の議会でも私どもとしても、高すぎる保険料について下げるべきであると指摘をしまいましたが、結果、滞納者が溢れてしまう事態となってしまったわけですが、これについて連合長はどう感じていらっしゃるのか、連合長の見解を伺います。

また、高すぎる保険料から滞納者が溢れる事態となり、なかには年金を差し押さえしてまで保険料徴収を強行しているケースが散見されています。高齢者にとって命綱である年金、これを差し押さえるということは、命の危険が及ぶ可能性があると思いますが、それを差し押さえしてまで７５歳以上の高齢者の方から保険料を取り立てることについての、その合理性について、連合長の見解を伺います。

また、高すぎる保険料から多くの滞納者を生み出している事態の中、今ある減免申請の制度

の対象となる人には、その減免制度を使ってもらいたいと思いますが、その申請数があまりにも少なすぎると感じています。このことについて、私は、減免申請という制度が、必要な人に届いていないのではないかと考えます。そこで提案ですが、例えば、保険料を滞納された3万人の方には、督促状を送りつけるだけではなく、制度を周知するという意味でも、減免申請の制度のことも一緒に知らせるべきだと思いますが、見解を伺います。

現在、制度が始まって以来、保険料は上がり続けています。この制度は、基本的に75歳以上の人口が増え、それに伴い医療費が増えれば増えるほど、保険料が引き上がる仕掛けになっている制度だから上がり続ける訳です。だから、私は、制度設計そのものが成り立たないものだと思いますが、この先の見通しとして、最大どこまで上がる計算になるのか伺います。

また、仮に今年75歳で初めてこの制度に入られた方が、高齢人口の伸びが最大となる2025年には、どの程度の保険料になるのか、その推定金額を伺います。

次に、国に対して全国市町村会が「保険料の上昇を抑制する措置を継続するよう財政措置を講じてほしい」と要望しております。これはこれで要望し続けてほしいと思いますが、翻って県や市町村も自らが国に求めるだけでなく保険料を下げる努力をするよう、広域連合として市町村への勧奨をしてほしいと思いますが、連合長の見解を伺います。

次に健康診査について、健康診査の受診率目標を達成する責任は誰が負うのか、伺います。そして、この健康診査について県内で率を下げている市町村へは、具体的な改善を要望すべきだと思います。特に、県内最大の横浜市の動向が大きく左右すると思いますが、そのためにも横浜市の低受診率について、連合長はどんな所感をお持ちか伺います。

また、横浜市に対して、低受診率を引き上げるように今まで広域連合としてどう働きかけ、それに対してどんなリアクションがあったのか伺います。

この健康診査について、全国の広域連合では様々な努力がなされています。例えば、鹿児島県の広域連合で行っています「長寿健診効果促進訪問事業」では、健診結果の活用が非常に進んでいます。当広域連合でももっと活用すべきと思いますが、見解を伺います。

また、宮崎の広域連合では、「保健事業、健康診査の取組みに地域差が大きい」として、市町村へ委託をしている健診事業の実施内容の統一を図ったりすることで、広域連合として決めた目標を達成しようと努力されていますが、当広域連合でも学ぶべきと思いますが、見解を伺います。

次に、葬祭費について、他の都道府県では葬祭費のお知らせをして申請勧奨をしているところが多数見られますが、当広域連合では勧奨していないとのことですが、当広域連合でも、納付書や領収済み通知書などを郵送する際にお知らせの文書を同封すれば良いのではないかと思います。個別勧奨をしていないことについての見解を伺います。

今まで、この制度についての現状の問題点とそれに対しての改善要望などを縷々述べてまいりましたが、結局、今の制度設計の枠組みの中では根本解決は図れるものではないと、私は思います。したがって、この後期高齢者医療制度は速やかに廃止をして、当面、老人保健制度に戻した上で、改めて、年齢を重ねても安心して医療を受けられる、国民の期待に応えられるよ

うな、新たな制度設計を行うよう、国に対して働きかけることを要望して、質問を終わります。

○議長（林 浩美君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁を願います。

阿部広域連合長。

（広域連合長 登壇）

○広域連合長（阿部 孝夫君）

ただいまの古谷議員の御質問にお答えいたします。

はじめに、「高齢者医療制度改革会議」における「最終とりまとめ」や「社会保障・税一体改革大綱」についての御尋ねでございますが、高齢者医療制度の見直しにつきましては、昨年8月に「社会保障制度改革推進法」が成立し、制度については、必要に応じ、既往の方針のみに関わらず幅広い観点から「社会保障制度改革国民会議」において検討することとされております。

次に、今後の制度の見通しについてでございますが、「国民会議」の設置期限である本年8月21日までに、一定の結論が出されるものと考えております。いずれにいたしましても、本広域連合としましては、「国民会議」での議論を注視し、適切な対応に努めてまいりたいと存じます。

次に、後期高齢者医療制度に対する見解についてでございますが、本制度は、少子高齢化が進む中で、増大し続ける高齢者の医療費を、国民全体でどのように支え合うのかを議論した上で、かつての老人保健制度の問題点とされていた高齢者と現役世代の負担の明確化が図られたものと認識しています。いずれにいたしましても、今後の「国民会議」での議論を注視してまいりたいと存じます。

次に、保険料と滞納者数についてでございますが、本県のように一人当たりの平均所得が高い県は、国からの調整交付金が減額され、その分を所得割額に上乗せすることになるため、結果として、一人当たりの平均保険料額が高くなり、東京都に次いで全国で2位となっています。

しかしながら、世帯構成や所得状況が同一条件での保険料額を比較した場合は、全国では32位となっており、平均を下回る水準でございます。

また、1期以上の滞納者は約3万人ですが、3期以上は約3千人となっています。このことから、大多数の方は納め忘れであり、遅れてご納付いただいているものと認識しております。

次に、年金の差押えにより保険料を徴収することの合理性についてでございますが、後期高齢者医療制度における保険料の収納の確保は、制度を運営していく上で不可欠であるとともに、被保険者間の負担の公平を図り、支援金等を負担している現役世代の理解を得る観点からも極めて重要であると認識しております。したがって、相当額の年金があるにもかかわらず、特別な事情もなく督促や再三の催告などによっても、長期にわたり保険料を滞納している被保険者については、その生活実態を把握した上で法令の基準に則り、適切な滞納処分が行われているものと考えております。

次に、督促状を送付する際の減免制度の周知についてでございますが、各市町村からお送り

している督促状には、納付相談を窓口でお受けしていることを周知しております。これまでも、ガイドブックや小冊子、ホームページなどで広く周知するとともに、詳しい減免基準につきましては、市町村窓口での個別の納付相談時に十分な説明を行っております。

次に、今後の保険料見込みについてでございますが、厚生労働省の「社会保障に係る費用の将来推計」において、平成37年度までの保険料を試算しておりますが、いわゆる団塊の世代が、後期高齢者医療制度の被保険者となり、高齢者の割合が増えることなどにより、少なくとも当分の間は、保険料額は増加していくことが想定されております。

次に、平成37年度の保険料の推計金額についてでございますが、国の推計によりますと、平成24年度の月額保険料額5,400円に対して、平成37年度の月額保険料額は、6,400円から6,500円程度と試算されております。

次に、保険料を下げるための市町村への勧奨についてでございますが、市町村において、独自の事業を実施するには、その財源として追加負担が必要となり、厳しい財政状況下において、新たな事業を実施すること、及びこれに伴う負担を市町村にお願いすることは、いずれも困難であると考えております。

次に、健康診査の受診率目標を達成する責任の所在についてでございますが、本県における健康診査事業では、広域連合が予算における目標受診率の設定や受診率向上計画の策定を行い、実際の事業実施主体は各市町村が担う、という役割分担となっております。本広域連合と市町村で共同作成した保健事業実施計画において、健康診査事業は、広域連合と市町村が相互に連携・協力して実施にあたるものと定めておりますので、双方が責任を持って役割分担をしながら取り組んでいくべきものと考えております。

次に、横浜市の受診率についてでございますが、御指摘のとおり、横浜市は、県内被保険者の約4割を占めており、県全体の受診率に大きく影響いたしますので、本広域連合といたしましても、引き続き受診率向上のための支援を行ってまいりたいと存じます。

また、本広域連合としての働きかけについてでございますが、横浜市を含めた県内市町村全体の受診率向上を目指して、受診率が高い市町村が行っている取組である、実施期間の延長や、がん検診との同時実施などの推奨事例を紹介することにより、各市町村の取組を支援しております。

次に、健診結果の活用についてでございますが、鹿児島県では、広域連合が一部の市町村に委託して、健診結果が一定の基準値以上の方を保健師等が訪問し、保健指導を実施していると聞いております。本県でも、一部の市町村において、健診結果を保健指導に活用していると聞いているところであり、本広域連合といたしましても、そのような取組事例を全市町村に提供することなどにより、保健事業の一層の推進に取り組んでまいります。

次に、宮崎県の取組を学ぶべきである、との御意見についてでございますが、本県では、健康診査事業を実施するに当たり、被保険者の利便性を確保し、事業の円滑な実施を図るために、市町村を実施主体とし、各市町村が持つ独自のノウハウと、地域の特性を踏まえた事業を行うこととしてきたところでございます。

一方で、受診率向上のためには、他市町村の取組を参考にして事業の改善を図ることも重要でありますので、引き続き、効果的な取組事例の紹介などに努めてまいります。

最後に、葬祭費の申請勧奨についてでございますが、葬祭費は、被保険者の葬祭を行った方に支給されるため、広域連合が保有する情報では、この対象者を正確に特定することはできません。

しかし、各医療保険制度においても同様の給付があることから、社会通念上一般的に広く認知されているものと考えております。

また、広域連合が発行している小冊子などの被保険者に向けた制度案内や、死亡に関する市町村窓口における手続きの中で、葬祭費等も含めた案内がなされており、対象者への周知が図られているものと認識しております。以上でございます。

○議長（林 浩美君）

古谷靖彦議員。

（古谷靖彦議員 登壇）

○7番議員（古谷 靖彦君）

回答ありがとうございました。1点だけ再質問させていただきます。健康診査については、横浜市の受診率が大きく足を引っ張っているという状況です。県内の平均受診率は22.90パーセントですが、横浜市は人口の4割を占めているのに9.9パーセントという非常に低い数値であり、個別に対応する必要があるということで伺っております。今までどういう対応をして、どういうリアクションだったのかということ伺ったのですが、一般的な市町村への対応のお答えでしたので、再度伺います。

○議長（林 浩美君）

阿部広域連合長。

（広域連合長 登壇）

○広域連合長（阿部 孝夫君）

古谷議員の、横浜市の受診率についての御質問でございますが、具体的な部分については、事務局長から御説明申し上げますので、御了解願います。

○議長（林 浩美君）

ただいまの質問に対して、事務局より答弁をお願いいたします。

笹野事務局長。

（事務局長 登壇）

○事務局長（笹野 康裕君）

ただいまの古谷議員の御質問でございますが、横浜市におきましては、受診対象者といたしまして、例えば入院中の方であるとか、施設入所の方につきましては、その対象から外していると聞いております。

横浜市の受診率の向上につきましては、今後、横浜市の方とも御相談しながら、全体の受診率が上がるように努めてまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長（林 浩美君）

よろしいでしょうか。以上で、一般質問を終了いたします。

【神奈川県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について】

○議長（林 浩美君）

次に、日程第8、議員提出議案第1号「神奈川県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

本件は議会運営委員8名による提出議案であります。中村昌治議員に説明を求めます。

中村昌治議員。

（中村昌治議員 登壇）

○12番議員（中村 昌治君）

議会運営委員会委員長の中村でございます。ただいま議題となっております、議員提出議案第1号「神奈川県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」提案説明を申し上げます。

第1回定例会資料の11ページを御覧ください。

本件は、平成24年9月5日に施行された地方自治法の一部改正に伴い、神奈川県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を変更するものでございます。

具体的には、定例会資料の13ページから16ページにございますように、会議規則第9節に、新たに、公聴会、参考人について規定する第77条から第83条までを追加し、これに伴い、各条項の繰り下げ、字句の改めを行うものでございます。説明は以上でございます。

○議長（林 浩美君）

議員提出議案第1号について、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより、本件について、採決いたします。

御諮りいたします。本件について、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

総員起立であります。よって、本件は原案の通り可決されました。

【神奈川県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について】

○議長（林 浩美君）

次に、日程第9、議員提出議案第2号「神奈川県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本件は議会運営委員8名による提出議案であります。中村昌治議員に説明を求めます。

中村昌治議員。

（中村昌治議員 登壇）

○12番議員（中村 昌治君）

議員提出議案第2号「神奈川県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」提案説明を申し上げます。

定例会資料の17ページを御覧ください。

本件は、平成24年9月5日に施行された地方自治法の一部改正により、「神奈川県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例」の一部を改正するものでございます。

具体的に御説明申し上げますので、定例会資料の19ページを御覧ください。

1点目の改正点といたしまして、題名を「神奈川県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会条例」に改めます。

2点目の改正点といたしまして、第1条中「第109条の2 第1項及び第111条」を、「第109条第1項及び第9項」に、「委員会」を「議会運営委員会（以下「委員会」という。）」に改めます。

3点目の改正点といたしまして、第2条を「議会に議会運営委員会（以下「委員会」という。）」から、「議会に委員会を置く」に改めます。

4点目の改正点といたしまして、第22条第2項中の「かたよらないように」を、平仮名表記から漢字表記に改めます。

以上4点が、この度の改正点でございます。説明は以上でございます。

○議長（林 浩美君）

議員提出議案第2号について、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより、本件について、採決いたします。

御諮りいたします。本件について、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

総員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【専決処分の報告について（神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について）】

○議長（林 浩美君）

次に日程第10、報告第1号「専決処分の報告について神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

笹野事務局長。

（事務局長 登壇）

○事務局長（笹野 康裕君）

報告第1号「専決処分の報告について 神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」、御説明申し上げます。

定例会資料の２２ページを御覧ください。

本件につきましては、障害者自立支援法の一部改正に伴い、条項を引用する、「神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」の規定を整理する必要が生じたことにより、必然的に条例の改正を要し、独自の判断をする余地がなく、議会の権限に属する軽易な事項であることから、地方自治法第２９２条において準用する同法第１８０条第１項の規定に基づき、専決処分書のとおり広域連合長において平成２５年１月３０日に専決処分いたしましたので、同条第２項の規定により、議会に報告するものでございます。御説明は以上でございます。

【神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について】

○議長（林 浩美君）

次に、日程第１１、議案第１号「神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

笹野事務局長。

（事務局長 登壇）

○事務局長（笹野 康裕君）

議案第１号「神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定」について、御説明申し上げます。

定例会資料の２５ページを御覧ください。

本件につきましては、低所得者等の保険料軽減措置の財源である高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を引き続き管理、運用することから、後期高齢者医療制度臨時特例基金の失効期日を延長することに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたため、提案するものでございます。

改正の概要につきまして、御説明申し上げますので、２７ページを御覧ください。

はじめに、第４条中の「特別会計歳入歳出予算」を「神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算」に文言を改めるものでございます。

次に、附則第２項は、条例の失効期日を「平成２５年３月３１日」と定めておりますが、「平成２６年３月３１日」に改めるものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（林 浩美君）

議案第１号について、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより、採決いたします。

御諮りいたします。本件について、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

総員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【平成２４年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第１号）】

○議長（林 浩美君）

次に、日程第１２、議案第２号「平成２４年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第１号）」を議題といたします。事務局長に説明を求めます。

笹野事務局長。

（事務局長 登壇）

○事務局長（笹野 康裕君）

議案第２号「平成２４年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第１号）」について、御説明申し上げます。

定例会資料の２９ページを御覧ください。

本件につきましては、地方自治法第２９２条の規定において準用する同法第９６条第１項の規定に基づき、提案するものでございます。

第１条第１項は、歳入歳出予算の総額に、２億３，１４５万４千円を増額し、予算総額を２６億１１６万５千円とするものでございます。

第２項は、歳入歳出予算の補正の内容で、３２ページ３３ページの「第１表 歳入歳出予算補正」のとおり定めるものでございます。

次に、補正予算の主な内容につきまして、３５ページ以降の一般会計補正予算に関する説明書により御説明申し上げます。

今回の補正は、平成２３年度国庫支出金の確定に伴い、国への返還と特別会計への繰出しを行うため、財源となる繰越金と合わせて補正を行うものでございます。

次に、財政調整基金の設置に伴い、平成２３年度一般会計剰余金を積み立てるため、財源となる繰越金と合わせて補正を行うものでございます。

はじめに３８ページの歳入を御覧ください。４款１項 繰越金は、２億３，１４５万４千円を増額、次に、４０ページの歳出でございますが、２款１項 総務管理費は、２億２，９６５万５千円を増額、内訳といたしましては、償還金として、６１１万円の増額、財政調整基金積立金として、２億２，３５４万５千円の増額でございます。

次に、３款１項 社会福祉費は、１７９万９千円を増額、これは、平成２３年度に交付された国の特別調整交付金について、事業の確定に伴う精算額の一部を普通調整交付金に充てるため、特別会計繰出金として繰り出すものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（林 浩美君）

議案第２号について、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより、採決いたします。

御諮りいたします。本件について、賛成の皆様の起立を求めます。

(賛成者起立)

総員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【平成24年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）】

○議長（林 浩美君）

次に、日程第13、議案第3号「平成24年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

笹野事務局長。

(事務局長 登壇)

○事務局長（笹野 康裕君）

議案第3号「平成24年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について、御説明申し上げます。

定例会資料の43ページを御覧ください。

本件につきましては、地方自治法第292条の規定において準用する同法第96条第1項の規定に基づき、提案するものでございます。

第1条第1項は、歳入歳出予算の総額に、6億9,705万円を増額し、予算総額を6,861億8,777万6千円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の内容で、46ページ、47ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおり定めるものでございます。

次に、補正予算の主な内容につきまして、49ページ以降の後期高齢者医療特別会計補正予算に関する説明書により御説明申し上げます。

今回の補正は、平成23年度国庫支出金の確定に伴い、他会計繰入金を増額するとともに、同額を療養給付費等支払準備基金に積み立てるものでございます。

次に、平成23年度の剰余金を療養給付費等支払準備基金に積み立てるため、財源となる繰越金と合わせて補正を行うものでございます。

はじめに、52ページ歳入を御覧ください。7款2項、他会計繰入金は、179万9千円の増額、8款1項、繰越金は、6億9,525万1千円の増額、次に、54ページの歳出でございますが、5款1項、基金積立金は、6億9,705万円の増額でございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（林 浩美君）

議案第3号について、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより、採決いたします。

御諮りいたします。本件について、賛成の皆様の起立を求めます。

(賛成者起立)

総員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【平成25年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算】

○議長（林 浩美君）

次に、日程第14、議案第4号「平成25年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題といたします。広域連合長に説明を求めます。

阿部広域連合長。

（広域連合長 登壇）

○広域連合長（阿部 孝夫君）

議案第4号「平成25年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」について、御説明申し上げます。

定例会資料の57ページを御覧ください。

本件につきましては、地方自治法第292条の規定において準用する同法第96条第1項の規定に基づき、提案するものでございます。

第1条第1項は、歳入歳出予算の総額を、19億8,405万円と定めるものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の内容で、60ページ、61ページの「第1表 歳入歳出予算」のとおり定めるものでございます。

次に、予算の主な内容につきまして、63ページ以降の一般会計予算に関する説明書により御説明申し上げます。64ページの「歳入歳出予算事項別明細書」を御覧ください。

はじめに、歳入でございますが、主なものといたしまして、1款 分担金及び負担金は、17億7,168万4千円、これは、県内33市町村からの事務費負担金でございます。平成24年度当初予算に比べ、1億9,514万9千円の減となっております。

2款 国庫支出金は、2億719万円、これは、特別調整交付金と後期高齢者医療制度事業費補助金でございます。

4款 繰入金は、502万9千円、これは、臨時特例基金からの繰入金でございます。

次に、65ページの歳出でございますが、主なものといたしまして、1款 議会費は、145万2千円、2款 総務費は、19億7,259万7千円、主な事業といたしましては、広域連合事務局の運営管理経費である広域連合運営管理費、各市からの派遣職員の人件費である広域連合事業費負担金、高額療養費等の給付に関する経費である給付関係事業費、レセプト点検等の経費である医療費適正化事業費、電算処理システムの運用管理費である電算システム関係費などを計上しているところでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（林 浩美君）

これより質疑に入ります。

議案第4号について、和田卓生議員から通告がありましたので、発言を許します。

和田卓生議員。

（和田卓生議員 登壇）

○5番議員（和田 卓生君）

横浜市会から選出されております、和田卓生でございます。ジェネリック医薬品の利用を促進する観点から御質問させていただきます。

私は、昨年8月の広域連合議会において、広域連合においては、引き続き医療費適正化など保険者機能の強化や更なる予算の精査、縮減を図るため、一層の効率的で安定した財政運営に尽力されるよう要望してまいりました。平成25年度の一般会計予算案を見ますと、保険証の更新が無いことによる減額のほか、職員2名の削減や委託費の減額などにより、前年度と比較して、総額で3億8千5百万円が減額され、保険証更新費用の約3億円を超える予算の縮減が図られております。このように、効率的な財政運営に努力する姿勢が見られることは、一定の評価ができるのではないかと考えております。

また、医療費適正化事業を強化する立場からは、新規事業として、ジェネリック医薬品利用差額通知の発行や、重複・頻回受診者への指導を実施するためのシステム改修の予算が計上されており、こうした点からも評価できると考えております。

しかし、こうした事業は、既に国民健康保険や健康保険組合で取り組まれている事業でありますので、もっと早くから取り組んでも良かったのではないかと思います。

そこで、どのような理由により平成25年度からジェネリック医薬品利用差額通知の実施に取り組むこととしたのか、連合長に御伺いいたします。

また、ジェネリック医薬品については、欧米では数量ベースで60パーセント近く利用されておりますが、我が国では、利用率が上がってきているとはいえ、今年度末までに数量シェアを30パーセント以上にするという国の目標の達成は、厳しい状況にあるようであります。そこで、神奈川県後期高齢者医療広域連合として、これまで行ってきたジェネリック医薬品の利用促進の取り組みについて、連合長に御伺いいたします。

また、全国的には、ジェネリック医薬品利用差額通知の実施に取り組んでいる広域連合が、徐々に増えてきているようであります。神奈川県後期高齢者医療広域連合が、ジェネリック医薬品利用差額通知を実施した場合には、どのような医療費削減効果が見込めると考えているのか、連合長に御伺いいたします。

また、ジェネリック医薬品の使用は、県ごとのばらつきや、年齢階層によつての意識の違いなどがあると聞いております。ジェネリック医薬品の使用促進について、高齢者の立場からはどのような課題があると考えているのか、連合長に御伺いいたします。また、今後この課題に対して、どのように対応していかれようとしているのか、併せて連合長に御伺いいたします。

近年の医療費増大の要因として、高齢化で年間1.5ポイント前後、医療の高度化で1ポイント台から2ポイント前後の伸び率への影響があり、特に平成20年度以降は、医療の高度化の影響が高齢化を上回る状況であることが、厚生労働省から報告されています。医療を取り巻く厳しい環境は、今後も続いていくと見込まれますが、高齢者が安心して受けられる医療保険制度を持続可能なものとしていくためには、医療費の効率的な運用を実現する地道な努力が不可欠であります。神奈川県後期高齢者医療広域連合も、保険者としてジェネリック医薬品の利用促進など、医療費適正化事業の一層の強化に取り組んでいかれるよう要望いたしまして、私の

質問を終了いたします。

○議長（林 浩美君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁をお願いいたします。

阿部広域連合長。

（広域連合長 登壇）

○広域連合長（阿部 孝夫君）

ただいまの、和田議員の御質問にお答えいたします。

はじめに、平成25年度からジェネリック医薬品利用差額通知の実施に向けて取り組むこととした理由についての御尋ねでございますが、ジェネリック医薬品の利用を進めていくことは、被保険者の負担額が軽減されるだけでなく、保険財政の安定化にも資するものです。

また、利用差額通知は、具体的な軽減額をお知らせできるため、利用の促進に効果的な取組みであり、本広域連合においても、従来から実施について検討をしてきたところでございます。その中で、国全体での事業推進の流れや、とりわけ、ここ1、2年の間に、県内市町村国保において取組が進んできたことなどの状況を踏まえまして、来年度予算に準備経費を計上したものでございます。

次に、本広域連合で実施してきたジェネリック医薬品の利用促進の取組についてでございますが、本広域連合では、これまでに、広報紙やガイドブック等により、ジェネリック医薬品についての啓発や情報提供を実施するとともに、被保険者が医療機関などで、ジェネリック医薬品を利用したいという意思表示の手助けとなるよう、ジェネリック医薬品利用希望カードを市町村窓口で配付してまいりました。

さらに本年度からは、被保険者証の一斉更新の際に、希望カードを全員に郵送するとともに、その後に75歳を迎えた新規加入者に対しましても、被保険者証と併せて郵送しております。

次に、本広域連合がジェネリック医薬品利用差額通知を実施した場合の効果についてでございますが、一般的に高齢者は、高血圧に対する薬など、長期に服用する医薬品を利用している場合が多いため、一度ジェネリック医薬品に切り替えていただくと、継続的な医療費削減効果があるものと見込まれます。具体的な削減効果額については、全国の広域連合においてもまだ事業を始めたばかりであり、正式な集計は行われていない状況ですが、例えば、熊本県の広域連合では、平成23年度に通知を発送した約4万3千人のうち、約5千人がジェネリック医薬品に切り替え、月に6百万円台の削減効果があったとの報告がされておりますので、本広域連合が実施した場合も、同様の効果が見込まれるものと考えております。

最後に、ジェネリック医薬品利用促進に当たっての課題と、今後の対応についてでございますが、国の中央社会保険医療協議会での調査によると、高齢者は他の世代に比べてジェネリック医薬品に対する関心や、利用経験が少ないという結果が報告されております。この背景には、高齢者にとっては、使い慣れた医薬品をジェネリック医薬品に代えても大丈夫であるとの安心感がまだ十分に得られていないことなどの課題があると考えております。こうしたことから、本広域連合といたしましても、今後実施する利用差額通知だけでなく、従来から実施している

広報等においてもさらなる工夫をしながら、県や市町村と連携して、総合的にジェネリック医薬品の利用促進に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（林 浩美君）

よろしいでしょうか。

次に、古谷靖彦議員から通告がありましたので、発言を許します。

古谷靖彦議員。

（古谷靖彦議員 登壇）

○7番議員（古谷 靖彦君）

横浜市の古谷靖彦です。一般会計予算をしっかりとチェックした結果、反対の立場で2点、質問いたします。

まず、会議費について伺います。ホテルで議会を開催する必要性について伺います。県有施設やその他の地方自治体施設を借りることをなぜしないのでしょうか。特に、全国一の3万人もの滞納者を出してしまっている当広域連合ですから、より厳しく経費の削減に努めなければならないはずです。それでも、ホテルで議会を開催することの妥当性について伺います。

関連して、会議費の中にも含まれる広域連合の議員定数について伺います。当広域連合のホームページでは、「神奈川県後期高齢者医療広域連合においては、選ばれる議員は個々の市長村民の代表ではなく、「広域連合区域内全体の住民の代表」という位置付けのもと、意思決定の迅速・円滑化及び議会運営事務の効率化の観点から、議員定数を20人と定めております」ということが記述されておりますが、議員1人当たりの被保険者数で比べますと、神奈川県は議員1人当たりで41,079人と、例えば鳥取県や和歌山県などと比べると、10倍もの開きが出ております。また、全市町村から議員が選出されている県がある中で、当広域連合では33市町村あるうちの20名しか選出されていないわけであります。せめて、全市町村から選出すべきだと思いますが、当広域連合議員が20人で適当であるとする根拠について、見解を伺います。

次に、電算システム関係費について伺います。先ほど和田議員からもありましたが、医療費適正化業務を強化していく観点から、重複・頻回受診されている被保険者への指導事業や、ジェネリック医薬品差額通知発行業務などを実施するための準備として、システムのカスタマイズ費用が計上されておりますが、これについて伺います。ジェネリック医薬品を普及させることは、悪いことではないと思います。しかし、今回のやり方は、非効率で無駄遣いではないかという立場で、質問いたします。今回、医療費適正化業務を強化するということではありますが、ジェネリック医薬品の差額通知発行業務は、まず国によって義務付けられたものなのか、それとも当広域連合の判断として導入するものなのか、まず伺います。そして、薬の処方責任を持っているのは、患者ではなく医師であります。医師に対して周知徹底を図るほうが、はるかに効果的で費用も抑えられると考えますが、それよりも被保険者の方に個別に勧奨を実施することによってメリットがあるということについて、連合長の見解を伺って、質問を終わります。

○議長（林 浩美君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁を願います。

阿部広域連合長。

(広域連合長 登壇)

○広域連合長（阿部 孝夫君）

ただいまの、古谷議員の御質問にお答えいたします。

はじめに、ホテルで議会を開催する妥当性についてのお尋ねでございますが、本広域連合は議場を保有しておらず、議会を開催する際には、会場を借り上げる必要があります。他の自治体の議場・施設については、それぞれの議会・会議等で優先的に活用するものであり、事前に予約をしていますが、確実に利用することができない可能性もあります。議会の会場を選定するに当たりましては、借り上げる経費は勿論のことですが、日程の調整に柔軟性があり、かつ確実に確保できること、そして、傍聴される県民の方々の利便性、より少ない職員で効率的に運営することなどを総合的に勘案した上で、毎回適切な会場を選定するよう努めております。

次に、議員数を20人とする根拠についてでございますが、本広域連合といたしましては、選出される議員は個々の市町村民の代表としてではなく、広域連合区域内全体の住民の代表であり、その意見は県民を代表する意見と位置づけ、全市町村からの議員選出は行っておりません。また、審議の対象が後期高齢者医療制度のみであることを考慮し、議会の意思決定を迅速かつ円滑に行い、議会運営事務の効率化及び経費削減を図る観点から、議員定数は、県や市の常任委員会と同程度の20人と定めています。

次に、ジェネリック医薬品利用差額通知の実施についてでございますが、国からの義務付けはございませんが、国や県からは、様々な機会に実施するよう求められております。本広域連合といたしましても、ジェネリック医薬品の利用を進めていくことは、被保険者本人の経済的負担及び保険財政の両面において効果があるものと考えており、これまでも、ジェネリック医薬品に関する広報や、被保険者へ利用希望カードを配付するなどの施策を実施してきたところです。そのうえで、さらに利用促進に取り組む必要があることから、差額通知の実施に向けた準備を始めるものでございます。

最後に、被保険者に個別勧奨することのメリットについてでございますが、御指摘のとおり、医薬品の選択においては医師の担う役割が大きいところですが、一方で、被保険者に通知することは、自分が使用している医薬品の負担に関心をお持ちいただくうえで、意義のある取組であると考えております。以上でございます。

○議長（林 浩美君）

よろしいでしょうか。

次に、雨笠裕治議員から通告がありましたので、発言を許します。

雨笠裕治議員。

(雨笠裕治議員 登壇)

○10番議員（雨笠 裕治君）

それでは私から連合長に、議案第4号 一般会計予算について質問させていただきます。

まず、事業運営の継続につきましては、適切な運営と効果的な広報が、県民相互の理解を含め、必要であることは言うまでもございません。医療費の負担割合が、被保険者にしっかりと伝わる制度の理解は、どのような制度になろうとも重要であります。特に、日本の将来に渡る次なる問題は、2031年、3年間で団塊世代ジュニアが退職を迎え、超高齢化へと進む日本の停滞期を真に迎えることとされております。そこで、1人当たりの運営費用について、納付に対して、受益と恩恵を総論ではなくしっかりと明示し、広報すること、また、このような視点を基にした事業の合理的な在り方について、建設的な議論を進めていくためにも今後の取り組みを伺ってまいります。以上でございます。

○議長（林 浩美君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁を願います。

阿部広域連合長。

（広域連合長 登壇）

○広域連合長（阿部 孝夫君）

ただいまの、雨笠議員の御質問にお答えいたします。

はじめに、後期高齢者医療制度の財源構成に関する広報についてのお尋ねでございますが、本広域連合では、市町村窓口で配布しているガイドブックや、年に1回、すべての被保険者の方に送付している保険料額決定通知などを通じ、制度の運営に必要な経費として、公費で約5割、現役世代からの支援金で約4割、保険料で約1割を賄っていることをお示ししているところですが、また、広報の内容や実施手法等につきましては、公募により登録していただいているモニターを対象とした懇談会やアンケートでいただいた御意見、御要望等を踏まえ、必要に応じて見直しを図っているところです。今後もこれらの場を通じていただいた御意見などを参考にしながら、被保険者の御理解をいただけるよう、丁寧でわかりやすい広報に努めてまいります。

次に、効率的な事業執行等に向けた取組みについてでございますが、本広域連合では、事業内容の見直しや外部委託を進めたことなどにより、平成20年度の制度発足以来、3名の職員を削減したところで、平成25年度におきましても、さらに2名削減することとしております。また、一般競争入札の積極的な活用や、事務局内の消耗品の使用について、職員に在庫台帳の使用を徹底したこと等により、事務的経費の削減が図られたところでございます。今後につきましても、限りある財源を有効に活用するとともに、引き続き効率的かつ効果的な事業運営に努めてまいります。以上でございます。

○議長（林 浩美君）

質疑は以上ですので、これより、採決いたします。

御諮りいたします。本件について、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【平成25年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算】

○議長（林 浩美君）

次に、日程第15、議案第5号「平成25年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。広域連合長に説明を求めます。

阿部広域連合長。

（広域連合長 登壇）

○広域連合長（阿部 孝夫君）

議案第5号「平成25年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」について、御説明申し上げます。

定例会資料の81ページを御覧ください。

本件につきましては、地方自治法第292条の規定において準用する同法第96条第1項の規定に基づき、提案するものでございます。

第1条第1項は、歳入歳出予算の総額を7,308億1,725万円と定めるものでございます。第2項は、歳入歳出予算の内容で、84ページ、85ページの「第1表 歳入歳出予算」のとおり定めるものでございます。

第2条は、一時借入金の借入れの最高額を、599億円と定めるものでございます。

次に、予算の主な内容につきまして、87ページ以降の後期高齢者医療特別会計予算に関する説明書により御説明申し上げます。

88ページの「歳入歳出予算事項別明細書」を御覧ください。

本制度は、2年間を単位に財政運営を行うことになっており、運営期間1年目の平成24年度につきましては、ほぼ保険料算定時の見込みどおり推移しておりますので、2年目にあたる平成25年度予算につきましても、保険料算定時において見込んだ額を基本として編成しております。総額については、被保険者数が4万人程度増加する見込みであることなどから、平成24年度当初予算と比べて、453億3,940万円4千円の増額となっております。

はじめに、歳入でございますが、主なものといたしまして、1款 市町村支出金は、1,441億6,194万1千円、これは、県内33市町村の保険料等負担金や、療養給付費負担金などでございます。

2款 国庫支出金は、2,056億3,327万3千円、これは、療養給付費等の負担金並びに、財政調整交付金と制度運営に係る補助金でございます。補助金の内容は、健康診査事業にかかる補助金や、保険料軽減にかかる交付金などでございます。

3款 県支出金は、598億7,921万8千円、これは、療養給付費等の負担金及び保険料抑制財源として充当する財政安定化基金交付金20億円が含まれております。

4款 支払基金交付金は、3,145億8,676万3千円、これは、社会保険診療報酬支払基金が国民健康保険や被用者保険などの保険者から徴収する現役世代からの支援金でございます。

7款 繰入金は、59億5,577万3千円、これは、保険料軽減にかかる財源として、国

からの交付金を積み立てている「臨時特例基金」と保険財政の安定的な運営を図るため設置しております「療養給付費等支払準備基金」から繰り入れるものでございます。

次に、８９ページの歳出でございますが、主なものといたしまして、１款 保険給付費は、７，２３４億６，６５０万２千円、このうち、療養給付費等が大半を占めており、その予算額は、７，１９１億１，２６１万３千円でございます。この他、審査支払手数料、葬祭費が含まれております。

２款 県財政安定化基金拠出金は、６億１，８４５万円、これは、広域連合の安定的な財政運営を確保するため、県に設置された基金への拠出金でございます。

４款 保健事業費は、２１億９，５２５万５千円、これは、市町村が行う健康診査事業に対して交付する補助金でございます。

５款 基金積立金は、３５億３，２７５万２千円、歳入の「７款 繰入金」でもご説明しました「臨時特例基金」及び「療養給付費等支払準備基金」に積み立てるものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（林 浩美君）

これより質疑に入ります。

議案第５号について、古谷靖彦議員から通告がありましたので、発言を許します。

古谷靖彦議員。

（古谷靖彦議員 登壇）

○７番議員（古谷 靖彦君）

横浜の古谷靖彦です。特別会計予算に反対の立場で質問をさせていただきます。先ほどの一般会計予算の中でも指摘させていただきましたが、現在の保険料水準を来年も続ければ、被保険者が増えるわけですから、さらに滞納者は今年の３万人を超えられると思いますが、それを抑制させるための予算措置や手立てを講じられているかどうか伺います。

また、それらによって、どの程度滞納者等が増えることを抑制しようとしているのか伺って、質問を終えます。

○議長（林 浩美君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁を願います。

阿部広域連合長。

（広域連合長 登壇）

○広域連合長（阿部 孝夫君）

ただいまの古谷議員の質問にお答えいたします。はじめに、滞納者の増えることを抑制するための予算措置や手立てについてでございますが、後期高齢者医療制度は、２年間の特定期間で財政運営を行っております。平成２５年度はその２年目であるため、保険料率等は平成２４年度と同じとなっております。平成２４・２５年度につきましては、医療給付費が、年７パーセントから８パーセントの割合で上昇すると想定されるなか、低中所得者の負担を軽減するため、剰余金に加えて、神奈川県内の財政安定化基金の一部を活用することにより、保険料率の急

激な上昇の抑制措置をとっております。

次に滞納者の増加抑制についてでございますが、保険料の収納業務は、市町村が実施することとなっておりますが、広域連合におきましても、平成22年度から毎年度、収納対策実施計画を策定し、これを受けまして、各市町村では、それぞれの実情に応じた実施計画を策定し、収納対策に取り組んでいるところでございます。広域連合といたしましても、保険料率の急激な上昇の抑制措置を講じるとともに、今後とも策定された計画に沿って、被保険者に対し、制度の趣旨を十分に説明し、保険料納付に対する理解が得られるよう努めながら、滞納者の抑制に取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（林 浩美君）

よろしいでしょうか。

次に、雨笠裕治議員から通告がありましたので、発言を許します。

雨笠裕治議員。

（雨笠裕治議員 登壇）

○10番議員（雨笠 裕治君）

それでは、特別会計予算について、端的にお答えいただきたいと思います。

平成25年度におきます受益と負担について、3点についてお答えをいただきたいと思います。

先ほど、受益と負担の割合については、公費で5割、世帯間負担で4割、保険料1割とお示しいただきました。

1点目といたしまして、1人当たり換算した場合の納付保険料の平均額と、公費を含むその他負担額について、予算額でお示しをいただきたいと思います。

次に、2点目といたしまして、1人当たり公費を含むその他負担額の内訳について、3点目といたしましては、前回の財政運営期間である平成23年度との納付保険料の1人当たりの増加額及び公費負担の増加額について明らかに願います。以上です。

○議長（林 浩美君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁を願います。

阿部広域連合長。

（広域連合長 登壇）

○広域連合長（阿部 孝夫君）

ただいまの、雨笠議員の御質問にお答えいたします。

はじめに、平成25年度予算における1人当たり納付保険料額及びその他負担額についての御尋ねでございますが、後期高齢者医療特別会計の予算額約7千308億円のうち、保険料負担金は、全体の11パーセントに当たる約794億円であり、予算で見込んでいる全体の被保険者88万2千96人で割りますと、1人当たりの保険料納付額は8万9千968円となっております。また、国庫負担金や市町村負担金などの公費を含むその他負担額は、全体の89パーセントにあたる約6千514億円であり、1人当たりの負担額は73万8千533円とな

っております。

次に、平成25年度予算における1人当たりの公費を含むその他負担額の内訳についてでございますが、その他負担額約6千514億円のうち、市町村負担金は全体の9パーセントに当たる約648億円であり、1人当たりの公費負担額は7万3千463円となっております。国庫負担金は全体の28パーセントに当たる約2千56億円であり、1人当たりの公費負担額は23万3千119円となっております。県費負担金は全体の8パーセントに当たる約599億円であり、1人当たりの公費負担額は6万7千883円となっております。現役世代からの支援金である後期高齢者交付金は全体の43パーセントにあたる約3千146億円であり、1人当たりの負担額は35万6千636円となっております。また、その他の基金繰入金などは全体の1パーセントに当たる約65億円であり、1人当たりの負担額は7千432円となっております。

最後に、平成25年度予算における1人当たり納付保険料と公費負担額の増加額についてでございますが、はじめに、1人当たり納付保険料につきましては、平成23年度と比較して、3千831円増の8万9千968円となっております。次に、1人当たり公費負担額につきましては、平成23年度と比較して、市町村負担金は、4千791円増の7万3千463円、国庫負担金は、1万7千30円増の23万3千119円、県費負担金は、6千238円増の6万7千883円となっております。以上でございます。

○議長（林 浩美君）

よろしいでしょうか。

次に、議案第5号について、古谷靖彦議員から討論の通告がありましたので、発言を許します。

古谷靖彦議員。

（古谷靖彦議員 登壇 ）

○7番議員（古谷 靖彦君）

横浜の古谷靖彦です。特別会計予算に反対の立場で討論いたします。行政機構は、自ら提案して施策を進めることで、どうそれによって影響を受けるのか、ある程度予測を立てなければなりません。環境であれば、アセスメントを行うことと同じであります。こういった、保険料水準を決める際にも同じように、この保険料を課してしまうことで高齢者の生活はどうなるのか、どんな影響が被保険者に出てくるのか、ある程度予測しなければなりません。今回の保険料を定めた昨年の議会では、私は、保険料が高すぎることにについて、何度も指摘をして改善するように要望してまいりましたが、受け入れられず、施行されてまいりました。結果、全国一の3万人を超える滞納者を生む事態となってしまいました。そして、今回の予算でも大量の滞納者を生んでしまったという反省のないままの予算立てとなっております、このままでは新年度もまた今年度以上に滞納者が増えることは、容易に予測ができます。滞納者が増えれば、当然財政運営にも影響が出てまいります。また、滞納者に対して、特別な対応をしなければならず、そういった経費がまた余計にかかります。年金を差し押さえてまで保険料を取り立てるという

のは、あまりにもやりすぎでないかと思われます。それを無理に取り立てても、結局払えなければ、生活保護制度へと追い込むことになりかねません。持続可能性のある制度というのであれば、被保険者の生活も持続可能性のあるようにしなければなりません。また、当広域連合が、主導的に施策を進めていないことについても、問題だと考えております。先ほどの連合長の答弁の中でも、「市町村が」という答弁が何度もありました。例えば、健康診査の問題でも、受診率を引き上げたり、予防活動をもっと促進させるような手立てを、他県の広域連合などでは主導的に広域連合が行っておりますが、当広域連合では、そういった主導的な動きはほとんど見られません。神奈川県後期高齢者医療広域連合で決めた目標の達成については、当然、当広域連合が責任を持つべきものであります。そのためにもっと、当広域連合としてイニシアティブを発揮して、創意工夫をして、施策を前に進めていただきたいと思います。よって、本予算案については、反対することを表明して、討論を終えます。

○議長（林 浩美君）

討論は以上ですので、これより、議案第5号について採決いたします。

御諮りいたします。本件について、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【閉会中継続審査】

○議長（林 浩美君）

次に、「閉会中継続審査」についてを議題といたします。

議場配付資料の23ページを御覧ください。

議会運営委員会中村委員長から、議会運営等について、閉会中継続審査の申し出がありましたので、御諮りいたします。本件につきましては、議会運営委員会の委員長申し出のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は、閉会中継続審査とすることに決定いたしました。

【議決事件の字句及び数字等の整理】

○議長（林 浩美君）

この際、御諮りいたします。本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句その他整理を要するものについては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に御一任願いたいと思います。これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、本定例会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。以上をもちまして、定例会に付議された議案の審議は 全て終了いたしました。

【閉会挨拶】

○議長（林 浩美君）

最後に、広域連合長から発言を求められておりますので許可いたします。

阿部広域連合長。

（広域連合長 登壇）

○広域連合長（阿部 孝夫君）

本日、定例会におきまして御提案を申し上げました議案等につきまして、御審議を賜り、いずれも御賛同をいただきましたことに厚く御礼を申し上げる次第でございます。

本会議は、私の広域連合長の任期最後の議会となりました。この間の、皆様の御指導、御鞭撻に対しまして、この場をお借りして、改めて御礼申し上げます。

今後とも、本制度の運営について、議員の皆様方の御指導、御鞭撻をお願い申し上げまして、まことに簡単でございますが、御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（林 浩美君）

これをもちまして、平成25年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

午後3時58分 閉会

上記会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

議 長 林 浩 美

議 員 梶 村 充

同 谷 田 部 孝 一